



日向市公告第9号

公募型プロポーザル参加者の募集について

下記の業務委託に係るプロポーザル参加者を募集します。

令和8年2月18日

日向市長 西村 賢



1. 目的

広報紙は、市政情報等をわかりやすく、正確に市民に提供することを求められています。

多様な年齢層の読者に親しまれ、読みやすい広報紙を発行するにあたり、広報ひゅうが特集ページ等の編集業務を委託する事業者を広く募集します。

日向市プロポーザル方式実施要綱（平成21年日向市告示第128号。以下「実施要綱」という）に基づきプロポーザルを実施し、最も適切な者を当該業務の受託者として選定します。

2. プロポーザルの概要

- (1) 業務名 広報ひゅうが特集ページ等編集業務委託
- (2) 履行期間 契約締結の日から令和10年9月30日まで
- (3) 業務概要 別紙「広報ひゅうが特集ページ等編集業務委託仕様書」のとおり
- (4) 予算上限額 5,517,600円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (5) 契約条件 受託候補者を特定した場合は、見積書を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結します。

3. 委託予定者選考方法

実施要綱第2条第4号公募型プロポーザル方式により選定します。

4. 提案者の資格要件

本件に参加しようとする者は、次の要件を満たすものとします。

契約締結までの間に、資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格となります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7年度建設業者等有資格業者名簿（業務委託）又は令和7年度日向市物品等納入資格者名簿に搭載されていること。
- (3) 本業務の公告日から契約締結日までの期間において、市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和57年日向市告示第34号）第10条及び市が発注する物品等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（平成

- 29 年日向市告示第 61 号) 第 9 条の規定に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 上記と同様に、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱 (平成 20 年宮崎県告示第 369 号) 第 10 条及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱 (昭和 46 年宮崎県告示第 93 号) 第 8 条の規定に基づく資格停止を受けていないこと。
- (5) 手形交換所における取引停止処分や主要取引先から取引停止等の事実がなく、経営状況が著しく不健全でないこと。
- (6) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条、又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条に基づく手続開始の申立ての事実がないこと。
- (7) 民事執行法 (昭和 54 年法律第 4 号) に基づく仮差押等の強制執行や国税・地方税等の滞納による強制執行を受けていないこと、又は第三者の債権保全請求が常態化していないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請を受けていないこと。
- (9) 日向市内に本社 (店) を設置していること。
- (10) 市税の滞納がないこと。

6. スケジュール

実施期間または期日	実施内容
2月18日(水)	実施要領等の公表(公告)
2月18日(水)～2月24日(火)	質問受付期間
2月24日(火)	質問書に対する回答期限
2月25日(水)	参加表明書提出締切
2月26日(木)	提案者選定・提案書提出要請
3月4日(水)	提案書提出締切
3月6日(金)	提案書審査・ヒアリング
3月9日(月)	提案書の特定・結果通知
3月中旬	契約

※その他の詳細については、「広報ひゅうが特集ページ等編集業務委託 公募型プロポーザル実施要領」を参照のこと。

7. 問い合わせ先

〒883-8555 日向市本町10番5号

日向市秘書広報課 広報広聴係 担当：黒瀬、野別

電話：0982-66-1003 (直通) FAX：0982-52-1453

E-mail：public@hyugacity.jp